

消防救急デジタル無線機保守点検
業務委託

仕 様 書

令和 7 年度

匝瑳市横芝光町消防組合

消防救急デジタル無線機保守点検業務委託仕様書

1 委託業務名

消防救急デジタル無線機保守点検業務委託

2 目的

本仕様書は、匝瑳市横芝光町消防組合（以下「当組合」という。）の消防救急デジタル無線機保守点検業務委託（以下「保守点検業務」という。）の実施に関して定めたものである。

3 保守点検業務実施場所及び対象設備

保守点検業務の実施場所は、別紙１のとおりとする。

保守点検業務実施対象設備は、別紙２「保守点検業務の対象設備」に定める設備としその機能に関連するすべての付属設備を含む。（以下「対象設備」という。）

4 履行期間

履行期間については、契約締結日の翌日から令和８年３月３１日までとする。

5 検査

当組合は、保守点検業務の履行途中又は履行後、受託者に対して履行確認検査を行うことができる。

6 指示監督

当組合は、保守点検業務の履行に際し、必要があるとき、受託者に対して指示監督することができる。

7 疑義の解明

この仕様書について疑義の生じた事項又は仕様のない事項については、匝瑳市横芝光町消防組合財務規則等の定めによるほか、当組合と受託者との間で協議して定めるものとする。

8 関係法令等の遵守義務

保守点検業務の実施に際し、関係する法令、条例、規則及び技術基準等について、これを遵守しなければならない。

9 技術者の配置

保守技術者は、納入した製品の工事保守業務を安全かつ円滑に遂行できる技術者資格及び無線設備等を点検する資格を有する者であること。

10 作業の実施

受託者は、保守点検業務の実施に際し、次の事項を遵守し、誠実に行わなければならない。

- (1) 作業の着手及び完了時には当組合の指定する職員に報告し、作業現場においては腕章等をつけ、身分を明らかにするものとする。
- (2) 作業にあたっては事前準備を行い、消防救急デジタル無線機能を中断させることなく、あるいはこれに起因する障害が発生しないように最善の注意を払うとともに、作業終了時には動作確認を必ず行うものとする。
- (3) 事故や消防救急デジタル無線システム障害の発生もしくは発生のおそれがある場合には、臨機の措置をとるとともに遅滞なく当組合の指定する職員に報告するものとする。

11 秘密の保持

受託者は、保守点検業務を実施するに際し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

12 使用器材

保守点検に要する部品、材料は現状と同等もしくはそれ以上の良質完全なるものを使用するものとする。

13 設備等の使用

- (1) 受託者は、請負業務の履行のために使用する設備、工器

具、消耗品等を受託者の責任と費用により調達しなければならない。

- (2) 当組合は受託者に対し、請負業務の履行のために必要な光熱用水、汎用性の程度等により受託者が調達することが困難と認められる設備機械機具その他設備等を請負業務の履行中、無償で提供する。

1 4 施設の使用

- (1) 請負業務の内容が当組合の施設内でなければ履行できないものであるときは、受託者は請負業務履行のために当組合の許可又は承諾を得て当組合の施設を使用することができる。
- (2) 前項の使用は、受託者に対し、請負業務と関連せずに当組合の施設を使用する権限を与えるものではない。
- (3) 受託者は、当組合の施設内に受託者の請負業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- (4) 受託者は、請負業務が終了したときは、当組合の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

1 5 当組合の施設等に対する保管義務

- (1) 受託者は第13項第2号により提供された設備機械器具等及び第14項第1号により使用を承諾された施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。受託者の責任に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者は、前項の設備機械器具等及び施設について、請負期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して当組合に返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

1 6 定期点検

受託者は、対象設備の定期点検調整、修理、部品交換及び清掃等の作業を実施するものとする。実施にあたっては、事前に「定期点検実施計画書」及び「定期点検作業員名簿」を提出し承認を受けなければならない。

(1) 定期点検

定期点検は、年1回実施するものとし、機器別点検項目一覧表(別紙3)に従い点検及び測定等を実施する。また、電波法に基づく点検として必要な業務を含んだ内容とする。点検実施月日については、定期保守計画書を提出後協議して決定する。

(2) 報告書の提出

受託者は点検の結果について、無線局ごとに作成した「定期点検実施報告書」を当組合へ提出し、その検査を受けるものとする。

(3) 定期点検作業中に発見した障害修理

定期点検作業中に障害が認められたときは、速やかに電波法及びその他の法令基準に基づき調整を行い、部品交換等の必要な場合は当組合に報告するものとする。

(4) 動作値の調整

消防救急デジタル無線の機能を維持するため、装置や回線、電源等の動作は規格値を維持するよう調整を行い、部品交換等の必要な場合は当組合に報告するものとする。

(5) 動作値の測定

動作値は測定記録し、分析の結果将来に発生が予想される不具合や当組合が対応しなければならない部品交換等の処置が認められた場合は、事前に報告するものとする。

1.7 緊急保守

障害発生時の緊急保守受付は、24時間体制とし、当組合の要請に基づき速やかに担当技術者を派遣し、障害復旧及び修理を図るものとする。

1.8 障害修理等の対応

障害修理等の対応は次によるものとする。

(1) 障害原因の追究

障害時の復旧作業及び、その原因を特定し同様な障害の再発を防止するものとする。

(2) 報告書の提出

障害修理等の完了時、障害の原因及び措置等について口頭報告するとともに当組合の指定する職員に確認を受け、報告書を提出するものとする。また、障害修理等に時間を要するものについては、適宜に当組合の指定する職員に口頭または書面で中間報告を行うものとする。

(3) 障害修理等のため当組合の予備品を代替として使用した場合、障害の発生した機器はすみやかに修理を完了させ、次の障害対応に備えなければならない。

1 9 システムの管理

受託者は消防救急デジタル無線の各事項に変更があった場合は、常に最新の情報を記録管理するものとする。

2 0 別途契約

消防救急デジタル無線設備において、以下の電波法令に基づく登録点検及び免許申請に関わる手続、点検実施、費用は本契約に含まないものとする。

(1) 千葉県共同無線整備に伴うデータ変更作業

(2) 免許申請業務及びそれに伴うデータ変更作業

(3) 天災に伴う復旧対応及び修理並びに部品代

(4) 障害修理及び調整に伴う、交換部品及び交換費用

2 1 支払方法

保守期間が終了した後、一括で支払うものとする。